

公立大学法人宮崎公立大学における法人規程に関する規程

平成19年4月1日

規程第39号

(趣旨)

第1条 公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）における法人規程の種類及び制定、改正又は廃止に係る手続等については、他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(種類等)

第2条 法人規程の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規程 法人の組織、管理運営、学生の修学等及び法令（文部科学省等からの通知を含む。以下同じ。）若しくは諸規則に基づき委任された事項又は法人の業務上必要な事項について定めるもの
- (2) 細則、要綱、要項又は要領 規程を実施するため事務の取扱方法、手続等について定めるもの

(手続)

第3条 法人規程は、理事長が定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長の委任を受けた者は、法人規程を定めることができる。

(役員会等への付議)

第4条 重要な規程の制定、改正又は廃止は、必要に応じ役員会、経営審議会又は教育研究審議会の議に付すものとする。

(規程番号)

第5条 法人規程の形式は、法令の形式に準ずるものとする。

(周知)

第6条 規程を制定、改正又は廃止したときは、適切な方法により学内に周知するものとする。

(施行期日)

第7条 法人規程は、当該法人規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。